

## ◇ アニメのキャラクターを使用した場合

**Q** : 当社は子供服の製造を行っています。今年の新製品に、テレビアニメで人気急上昇中のキャラクターをマークとして使用することとなり、個人事業者である作者に、契約時に許諾料として一時金を、生産量に応じて使用料を支払うことになりました。この場合の課税関係について教えてください。

**A** : 許諾料は繰延資産に該当し、契約に定める存続期間にわたり均等額を製造原価に算入します。使用料については、その支払った事業年度の製造原価に算入します。

### 【解説】

法人税法上、例えば漫画の主人公を商品のマーク等として使用する等他人の著作物を利用することについて著作権者等の許諾を得るために支出する一時金の費用は、その支出の効果が1年以上に及ぶため繰延資産に該当し、契約に定める存続期間（その定めのない場合には3年）にわたって均等償却し、償却額をその償却年度の製造原価に算入します。

一方、生産量に応じて支払う使用料については、その支出の効果がその支出事業年度に生じることから、その支払日の属する事業年度の製造原価に算入します。

なお、上記の許諾料や使用料をその著作権者である個人事業者を支払う際には、貴社に源泉徴収義務が生じますから、その支払金額の10%（同一人に対し1回に支払われる金額が100万円を超える場合には、その超える部分の金額については20%）に相当する金額の所得税を源泉徴収しなければなりません。

